

日本防災士会福岡県支部 役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、日本防災士会福岡県支部（以下、「本会」という）規約第16条2項に基づき、役員選任に関する方法を定めたものである

(役員選任の公示)

第2条 支部長は、役員を選任する総会開催日の40日以上前までに、役員選任について公示する

(理事の立候補及び推薦)

第3条 理事に立候補する会員及び理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦書を、事務局宛に電磁的方法により提出するものとする

2. 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない
3. 理事に立候補しようとする者は他の会員を推薦することができない

(理事候補者選任の基準)

第4条 理事候補者の選任基準は以下の通りとする

2. 本会の活動理念のもと健全な運営に資する意欲をもち、かつ本会理事として活動できる会員であり、基本的なPCスキルを有し、Web等で随時連絡が可能な者
3. 本会での活動実績を有する者
4. **理事会**は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事推薦候補を推薦することができる
5. 理事推薦候補は本会正会員である者の中から以下のいずれかの推薦基準に基づき推薦する
 - (1) 災害時要支援者活動に顕著な実践及び経験を有する者
 - (2) 地区防災計画推進に顕著な実践または経験を有する者
 - (3) 防災分野での知識・技能を有する学識経験者
 - (4) 被災地支援活動及び災害ボランティア活動の経験を有する者
 - (5) 本会において広く組織運営の経験を有する者
 - (6) 地域防災に尽力した経験があり、かつ、支部活動に対し、積極的に、取り組む意欲のある者

(監事候補者の立候補及び推薦)

第5条 監事候補者の立候補及び推薦は、正会員の中から**理事会**または会員が推薦するものとする

2. 監事の推薦基準は、本規程第3条及び第4条第2項に準ずる者
3. 監事候補者は、その職務に照らして（法人）会計を良く理解する者を優先する

(候補者の調整と選挙管理委員会および選考委員会の設置)

- 第6条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が定款の定数を超えた場合、あるいは不公[〃]平な地域的隔たりが生じた場合は、立候補者及び被推薦者、推薦者と協議の上、定数の範囲内で調整をすることができる
2. 候補者の調整は、**理事会**にて選任された委員による「選考委員会」にて行い、**理事会**の承認を得て**理事会**案として総会に諮るものとする
 3. 選考委員会は、**理事会**において選任された委員により構成し、選挙管理委員会を兼ねるものとする
 4. 選挙管理委員会は、役員選任に関する公示の日をもって設置され、その職務を開始する
 5. 選考委員会（選挙管理委員会）の委員は、立候補者、被推薦者およびその推薦者を含まないものとする
 6. 選考委員会（選挙管理委員会）の委員は、候補者選定に利害関係を有しない者から選任するものとする
 7. 選考委員会（選挙管理委員会）の委員数は5名以内とする

(特定理事の担当職務の指名)

- 第7条 支部長は、**理事会**の承認を得て特定の理事に対して担当職務を命ずることができるものとし、その職務は、会務担当、事業担当、渉外担当、財務担当、エリア担当とする
2. 会務担当は、事務局長をもって充てるものとし、本会の会務全般をあたる
 3. 事業担当は、本会が行なう事業を総括する
 4. 渉外担当は、自治体、その他防災関係団体との連携・調整を行う
 5. 財務担当は、本会の財務・経理を統括する
 6. エリア担当は、ブロックごとの会員活動を統括し、エリア内の連携・調整を行う
 7. 副支部長は、必要に応じて上記の担当職務を兼ねることができるものとし、特に事業担当および渉外担当を担うことを基本とする。

(規程の変更)

- 第8条 この規程は、**理事会**の議決によって変更することができる
2. この規程を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行)

本規程は、2026年4月18日からとする